

令和4年度教育旅行視察助成 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育旅行を実施する旅行会社(旅行業法(昭和27年法律第239号)および旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業または第二種旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。)の担当者および学校関係者が行う、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察に対し、公益社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)が、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

- 第2条 旅行会社の担当者および学校関係者が、本県への新たな教育旅行のルートを検討、造成するために行う視察(以下「視察」という。)のうち、連盟の会長が認めたものとする。
- 2 視察先が福井県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、福井県に係る部分を原則とする。
 - 3 助成の対象となる者は、旅行会社の担当者および学校関係者とする。
 - 4 対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第3条 視察に要する費用のうち、本県への交通費および宿泊費相当額の一部として、1人あたり次の表に定める額を助成する。

視察に要する交通費および宿泊費の合計額	助成額
2万円を超え、2万5千円以下の場合	1万5千円
2万5千円を超え、3万円以下の場合	2万円
3万円を超える場合	2万5千円

- 2 助成は、視察1回あたり3人までとする。
- 3 教育旅行視察助成金は、連盟の予算の範囲内で交付する。

(交付の要件)

第4条 視察は、次に掲げる要件のいずれも満たさなければならない。

- (1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (2) 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている観光素材等を1つ以上視察の旅程に含めること。
- (3) 福井への往復の交通機関については、原則として公共交通機関を利用し、視察に

- 要する交通費および宿泊費の合計（福井県に係る部分に限る。）が1人当たり2万円を超えること。発地から全行程で社用車などを利用する場合は助成対象としない。
- (4) 連盟の他の助成制度を利用したものでないこと。
 - (5) 令和5年3月15日までに視察を完了し、第7条に定める実績報告を提出すること。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連盟に助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、視察を開始する15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに提出すること。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

（交付の決定）

第6条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定する。

（実績報告）

第7条 申請者は、視察が完了した場合、14日以内または令和5年3月17日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した完了報告書（様式第2号）に関係書類を添えて、連盟に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第8条 申請者から前条の完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し申請者に通知する。

（助成金の請求）

第9条 申請者は、前条の通知を受け取った後、助成金の請求書(様式第3号)を連盟に提出しなければならない。

- 2 連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に助成金を支払うこととする。

（遂行状況の報告）

第10条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。

- 2 前項の報告の結果、連盟が、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

- 第11条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。
- 2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に連盟が旅行会社または学校に支払った助成金については、旅行会社または学校はこれを連盟に返還しなければならない。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。